

証券コード 3997  
2021年3月8日

株 主 各 位

東京都千代田区神田神保町一丁目105番地  
株式会社トレードワークス  
代表取締役社長 浅見 勝 弘

## 第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は極力お控えいただき、書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年3月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

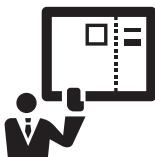
- |                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 日 時          | 2021年3月26日（金曜日）午前10時  |
| 2. 場 所          | 東京都新宿区市谷八幡町8番地TKP市ヶ谷ビル<br>TKP市ヶ谷カンファレンスセンター 9階 「バンケットホール9A」<br>(末尾の会場ご案内函をご参照ください。) |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 第23期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  |
| 決 議 事 項         |   |
| 第1号議案           | 剰余金の処分の件  |
| 第2号議案           | 定款一部変更の件  |
| 第3号議案           | 取締役4名選任の件   |
| 第4号議案           | 監査役3名選任の件   |
| 第5号議案           | 補欠監査役1名選任の件   |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の今後の状況により、本定時株主総会の運営等に変更が生じる場合はインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tworks.co.jp/>）にてお知らせいたします。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tworks.co.jp/>）に掲載させていただきます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年3月26日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年3月25日（木曜日）  
午後5時30分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年3月25日（木曜日）  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

|  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

（郵便局）

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第3号・第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 第1号・第2号・第5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

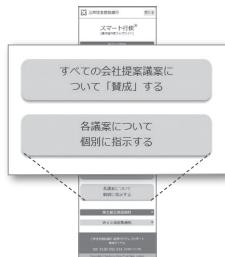
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

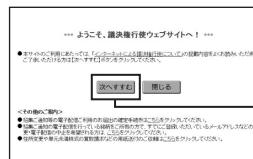
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

## 事業報告

(2020年1月1日から  
2020年12月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の大流行の影響により、経済活動の再開は段階的に進められているものの、依然として厳しい状況となりました。わが国経済においても、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い政府より発出された緊急事態宣言は解除されたものの、その後の感染状況は全世界で拡がり続け、国内においても再び拡大する状況下にありました。今後の日本経済の先行きにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大の防止策を講じつつ、経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなか、持ち直しの動きが継続することが期待されますが、国内外の感染症の動向については引き続き注視する必要があり、企業経営においては、慎重な景気動向判断が求められるものと考えております。

当社の属する情報サービス業界におきましては、大企業及び中小企業においては、オンライン化や非接触化など新たな生活様式への対応、5Gやデジタル化などへの投資ニーズはあるとみられますが、経営環境の不透明感の高まりや内外需の縮小による生産性の抑制などを背景に、企業の設備投資に向けた姿勢は更に慎重化の動きが見られ、引き続き注視する必要があります。

このような環境の下、当社におきましては顧客ニーズが高まるクラウドサービスへの継続的な推進、また新サービス及び新領域の発掘へと取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,110,619千円（前事業年度比6.1%増）、営業利益は107,256千円（同13.9%減）、経常利益は107,986千円（同14.2%減）、当期純利益は73,311千円（同18.0%減）となりました。

なお、当社は証券システム開発事業及びこれらの付帯業務の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しておりますが、各事業区分別の状況は以下のとおりであります。

(金融ソリューション事業)

金融ソリューション事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による案件の一時中断及びリリースの遅延が生じたものの、当社が掲げる収益の安定性向上と顧客ニーズに対応したストック収入（月額使用料・保守及びクラウドサービス）が堅調に推移した結果、売上高は1,930,438千円（前事業年度比6.9%増）となりました。

損益面につきましては、案件の一時中断やスライドによる減収に伴う利益減などにより減益となりました。

(FXシステム事業)

FXシステム事業におきましては、当事業の主力商品であります「TRAdING STUDIO」につきましては、ウェブPC版及びスマートフォン共に、フル機能版をより顧客にフィットしたクライアント・ラインナップを増やしたことにより、顧客ニーズに合わせたソリューションサービスの選択が可能となり、微増ではありますが売上増となりました。以上の結果、売上高は160,650千円（前事業年度比0.3%増）となりました。

(セキュリティ診断事業)

セキュリティ診断事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、既存顧客及び新規顧客への訪問の制限や商談の延期・中止など販売活動に制約を生じたことや、コロナ禍の状況下において一部既存顧客の契約更新の遅れ及び脆弱性診断実施（手動診断サービス）の延期、また脆弱性診断規模の縮小となったことにより減収及び減益となりました。以上の結果、売上高は19,531千円（前事業年度比16.6%減）となりました。

事業区分別売上高

| 事業区分        | 第22期<br>(2019年12月期)<br>(前事業年度) |            | 第23期<br>(2020年12月期)<br>(当事業年度) |            | 前事業年度比増減   |            |
|-------------|--------------------------------|------------|--------------------------------|------------|------------|------------|
|             | 金額<br>(千円)                     | 構成比<br>(%) | 金額<br>(千円)                     | 構成比<br>(%) | 金額<br>(千円) | 増減率<br>(%) |
| 金融ソリューション事業 | 1,805,637                      | 90.8       | 1,930,438                      | 91.5       | 124,800    | 6.9        |
| FXシステム事業    | 160,100                        | 8.0        | 160,650                        | 7.6        | 550        | 0.3        |
| セキュリティ診断事業  | 23,424                         | 1.2        | 19,531                         | 0.9        | △3,892     | △16.6      |
| 合計          | 1,989,161                      | 100.0      | 2,110,619                      | 100.0      | 121,457    | 6.1        |

- ② 設備投資の状況  
当事業年度中に重要な設備投資は行っておりません。
- ③ 資金調達の状況  
当事業年度において、資金調達は行っておりません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分  
該当事項はありません。

**(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況**

| 区 分            | 第 20 期<br>(2017年12月期) | 第 21 期<br>(2018年12月期) | 第 22 期<br>(2019年12月期) | 第 23 期<br>(当事業年度)<br>(2020年12月期) |
|----------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 売 上 高(千円)      | 1,385,830             | 2,011,735             | 1,989,161             | 2,110,619                        |
| 経 常 利 益(千円)    | 196,420               | 509,695               | 125,882               | 107,986                          |
| 当 期 純 利 益(千円)  | 132,351               | 362,693               | 89,387                | 73,311                           |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 53.40                 | 114.98                | 27.38                 | 22.12                            |
| 総 資 産(千円)      | 1,365,249             | 1,723,932             | 1,748,338             | 1,807,987                        |
| 純 資 産(千円)      | 1,011,019             | 1,373,388             | 1,466,073             | 1,529,449                        |
| 1株当たり純資産 (円)   | 320.50                | 435.39                | 443.60                | 454.86                           |

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

2. 2017年8月3日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を、2018年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第20期(2017年12月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

**(3) 重要な親会社及び子会社の状況**

## ① 親会社の状況

該当事項はありません。

## ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響により世界的に経済活動が停滞し、未だ新型コロナウイルス感染症の収束を予測することは難しく、今後の世界経済は更なる落ち込みが懸念されています。わが国においても、再び感染拡大傾向が全国的に広がりを見せており、今後の景気減速が避けられない状況となっております。

当社が属する情報サービス業界におきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による事業環境の悪化により、短期的にはIT投資の意欲に減速感が発生することは避けられない状況ですが、一方、中期的には、「ニューノーマル」と言われる新たな社会の状態において、「遠隔化」「自動化」を実現するためのクラウドサービスやツールの適用が必須となり、当社が掲げる新たなビジネスモデルの成長機会と捉え、以下の課題に取り組んでまいります。

##### ① コアビジネス拡大への取り組み

当社は既存ビジネスで培ってきた「強み」を活用した事業領域の拡大に努めるとともに、積極的な技術投資を実行し、新たなシステム・ソリューションサービスを提供することで、受注拡大を図ってまいります。また、当社の技術と業務での強みを生かした提案活動を実施していくことで、新たな案件の獲得、新規顧客の開拓を進め、取引の拡大に注力してまいります。

##### ② データセンタービジネスの拡大強化と収益力の向上

受託開発に代表される労働集約的な従来型のビジネスモデルから、技術者の供給力に依存しない、サービス提供型ビジネスへのシフトを推進しております。これにより国内技術者不足に対応し、顧客の多様なITニーズに応えるとともに、会社の成長余力の確保に努めております。また、運用サービスについては共通基盤を構築することにより、データセンタービジネスの収益力の一層の向上に努めてまいります。

##### ③ セキュリティ対応

個人情報保護を含めたセキュリティ対策については、経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、常時万全の態勢を維持、強化に努めてまいります。

##### ④ 人材の確保・育成

事業の拡大をスピードアップしていくために、優秀な人材を確保するとともに、社員に対する教育や研修などによる効果的な育成を推進してまいります。

⑤ 新型コロナウイルス感染症への対応

当社は、取引先様、従業員とその家族等の安全と健康を第一に考え、テレワーク及び時差出勤を実施、社内会議等についてもリモート会議の推進を図っており、感染予防対策に努めてまいります。

以上のような施策の実施とともに、コーポレートガバナンスの強化に努め、企業経営の健全性と透明性を図り、株主重視の経営をこれまで以上に推進してまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

| 事業区分        | 事業内容                                                                           |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 金融ソリューション事業 | 証券会社や金融情報システムサービス会社向けのシステムの開発・保守・運用を行っております。                                   |
| FXシステム事業    | 主にFX会社向けのシステムの開発・保守・運用を行っております。                                                |
| セキュリティ診断事業  | ソフトウェアやネットワークの脆弱性による個人情報等の重要情報の漏洩や第三者からのシステムへの不正侵入・不正操作の危険性を診断するサービスを提供しております。 |

(6) 主要な事業所 (2020年12月31日現在)

|         |              |
|---------|--------------|
| 本社      | 東京都千代田区神田神保町 |
| 神保町オフィス | 東京都千代田区神田神保町 |

(7) 使用人の状況 (2020年12月31日現在)

| 使用人数    | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|-------|--------|
| 93名(2名) | 9名増(-)    | 38.7歳 | 6.7年   |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (2020年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 9,840,000株  
(2) 発行済株式の総数 3,362,700株  
(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は57,600株増加しております。  
(3) 株主数 1,686名  
(4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                   | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|-------------------------|------------|---------|
| 浅 見 勝 弘                 | 1,076,500株 | 32.02%  |
| a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社 | 322,900    | 9.60    |
| 大 野 寿 美                 | 170,300    | 5.06    |
| ス ペ ー ス ・ ソ ル バ 株 式 会 社 | 165,000    | 4.91    |
| 市 川 俊 雄                 | 162,000    | 4.82    |
| 三 木 証 券 株 式 会 社         | 150,000    | 4.46    |
| 日 産 証 券 株 式 会 社         | 90,000     | 2.68    |
| 関 矢 智 彦                 | 43,500     | 1.29    |
| 安 藤 千 年                 | 30,700     | 0.91    |
| 徳 島 直 哉                 | 30,500     | 0.91    |

(注) 持株比率は自己株式 (226株) を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                             |                            | 第 1 回 新 株 予 約 権                       |  |
|---------------------------------------------|----------------------------|---------------------------------------|--|
| 発 行 決 議 日                                   |                            | 2016年12月15日                           |  |
| 新 株 予 約 権 の 数                               |                            | 285個                                  |  |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数         |                            | 普通株式 85,500株<br>(新株予約権 1 個につき300株)    |  |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                         |                            | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                   |  |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                            | 新株予約権 1 個当たり 38,100円<br>(1 株当たり 127円) |  |
| 権 利 行 使 期 間                                 |                            | 2018年12月28日から<br>2025年12月27日まで        |  |
| 行 使 の 条 件                                   |                            | (注) 3                                 |  |
| 役 員 の 取 締 役 ( 社 外 取 締 役 を 除 く ) の 保 有 状 況   | 新株予約権の数<br>目的となる株式<br>保有者数 | 200個<br>60,000株<br>1名                 |  |

- (注) 1. 社外取締役及び監査役には、新株予約権を付与しておりません。
2. 2017年8月3日付で普通株式1株につき100株の割合で、2018年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
3. 行使の条件は以下のとおりです。
- ①新株予約権は、発行時に割り当てを受けた新株予約権者において、これを行行使することができる。
  - ②新株予約権発行時において当社の取締役又は従業員であったものは、新株予約権の行使時においても、当社、当社子会社又は関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。
  - ③新株予約権者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続しない。
  - ④当社普通株式が国内の金融商品取引所に上場するまでは行使できない。
  - ⑤その他の権利行使条件は、新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名   | 担当及び重要な兼職の状況                  |
|----------|------|-------------------------------|
| 代表取締役社長  | 浅見勝弘 |                               |
| 取締役      | 徳島直哉 | 金融ソリューション事業部長                 |
| 取締役      | 安藤千年 | 管理本部長                         |
| 取締役      | 加藤雅也 | 金融ソリューション事業副部長                |
| 取締役      | 梅原久和 | 梅原久和税理士事務所代表                  |
| 取締役      | 引間多美 | 引間司法書士事務所所長<br>株式会社ミクリード社外監査役 |
| 常勤監査役    | 森山武彦 |                               |
| 監査役      | 中川秀夫 | 中川会計事務所代表                     |
| 監査役      | 高橋雅之 | 高橋雅之税理士事務所代表                  |

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。

- ①2020年3月27日開催の第22期定時株主総会終結の時をもって、取締役吉崎力氏は辞任により退任いたしました。
  - ②2020年3月27日開催の第22期定時株主総会において、加藤雅也氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
  - ③2020年3月27日開催の第22期定時株主総会において、引間多美氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
2. 取締役の梅原久和氏及び引間多美氏は、社外取締役であります。
  3. 常勤監査役の森山武彦氏、監査役の中川秀夫氏及び高橋雅之氏は、社外監査役であります。
  4. 常勤監査役の森山武彦氏、監査役の中川秀夫氏及び高橋雅之氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
    - ・常勤監査役の森山武彦氏は、長年にわたり金融機関及び事業会社に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
    - ・監査役の中川秀夫氏及び高橋雅之氏は、税理士の資格を有しております。
  5. 当社は、社外取締役の梅原久和氏及び引間多美氏、社外監査役の森山武彦氏、中川秀夫氏及び高橋雅之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                  | 員 数       | 報 酬 等 の 額           |
|----------------------|-----------|---------------------|
| 取<br>（う ち 社 外 取 締 役） | 7名<br>(2) | 71,685千円<br>(3,780) |
| 監<br>（う ち 社 外 監 査 役） | 3<br>(3)  | 10,820<br>(10,820)  |
| 合<br>（う ち 社 外 役 員）   | 10<br>(5) | 82,505<br>(14,600)  |

(注) 1. 上表には、2020年3月27日開催の第22期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。

3. 取締役の報酬限度額は、2007年3月23日開催の第9期定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。

4. 監査役の報酬限度額は、2017年3月28日開催の第19期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

② 社外役員が親会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役梅原久和氏は、梅原久和税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 取締役引間多美氏は、引間司法書士事務所所長及び株式会社ミクリードの社外監査役であります。当社と引間司法書士事務所との間には登記業務委託取引があります。株式会社ミクリードと当社との間には特別の関係はありません。

- ・監査役中川秀夫氏は、中川会計事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役高橋雅之氏は、高橋雅之税理士事務所代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

|          | 出席状況及び発言状況                                                                                                              |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 梅原久和 | 当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。                               |
| 取締役 引間多美 | 2020年3月27日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、司法書士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 |
| 監査役 森山武彦 | 当事業年度に開催された取締役会19回の全て、監査役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、金融機関及び事業会社での業務経験及び監査役の経験に基づき、適宜発言を行っております。                 |
| 監査役 中川秀夫 | 当事業年度に開催された取締役会19回の全て、監査役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                    |
| 監査役 高橋雅之 | 当事業年度に開催された取締役会19回の全て、監査役会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                    |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人シドー

(2) 報酬等の額

|                                | 報 酬 等 の 額 |
|--------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 18,000千円  |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18,000千円  |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人シドーは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、高い企業倫理に基づいた職務の執行をするため、採るべき行動の規範を示した「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス委員会においてコンプライアンスの状況を適宜チェックするとともに、代表取締役社長を中心として繰り返し伝え、その遵守の重要性を周知徹底する。並びに、法令・定款等に違反する行為等に関する通報に対して適切な処理を行うための体制として、「内部通報規程」に基づき、内部通報制度を設ける。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断・排除し、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し組織的に対応する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「社内文書管理規程」に従って行い、取締役は必要に応じて閲覧できるものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理は、「リスク管理規程」等の規程類を整備し、社内研修等を通じて必要な対策を講じ、迅速な対応が可能な体制の整備に努める。特に法令遵守、情報セキュリティ、地震・風水災害対応などについてはそれぞれ規程・マニュアル等を制定し、周知徹底を図る。また、代表取締役社長が直轄する内部監査室は「内部監査規程」に基づき定期的に業務監査を行い、改善すべき問題点があれば直ちに勧告し、その改善状況をチェックする。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを目的として、定例取締役会を月1回、必要に応じて臨時取締役会を随時開催することとし、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役は職務の執行状況を「取締役会規程」に則り取締役会に報告又は説明するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。また、取締役会の意思決定に基づく業務の執行については「業務分掌規程」「職務権限規程」等の規程に従い、業務の効率性を高める。

- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項  
監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとする。当該使用人はその職務に関して、監査役の指揮命令に従うものとし、当社取締役の指揮命令を受けないものとする。また、その旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
- ⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその他監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制  
取締役及び使用人は、会社に著しい損失を及ぼす恐れがある事実を知った時、又は、職務執行に関して不正な行為、法令・定款に違反する重大な事実を発見した時は、速やかに監査役に報告する。また、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。なお、取締役及び使用人からの監査役への報告については、通報内容を秘密として保持するとともに、当該報告をしたことを理由として通報者に対する不利益な取扱いを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑦ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該業務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行によって生ずる費用を請求した場合は、速やかにその請求に応じる。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は担当取締役に事前に通知するものとする。
- ⑧ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、取締役会、その他重要な会議に出席し、必要な助言又は勧告を行う。また、定期的に代表取締役社長と意見交換を行い、必要に応じて取締役及び使用人と疎通を図るとともに、内部監査担当者、会計監査人と情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図る。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① 内部統制システム全般

当社では、「内部統制基本方針」に基づき、取締役及びアルバイトを含む全従業員のコンプライアンスに関する知識や意識向上のため、研修会等の教育・普及活動を実施しております。また、コンプライアンス規程、内部通報規程、リスク管理規程、業務分掌規程等を定め、当社の取締役及び全従業員が常時閲覧できる環境を整備し、内部統制システム全般の周知徹底を図っております。

### ② コンプライアンス

当社は、法令遵守と倫理に基づいた企業行動を行うため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会を適時開催しております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスの状況を適時チェックするとともに、その遵守の重要性を繰り返し伝え周知徹底しております。コンプライアンス委員会の活動については、取締役会に報告されております。

### ③ 取締役の業務執行

当社は、取締役会を定期的に月1回開催するほか、迅速な意思決定が必要な事項が生じた場合には、適宜、臨時取締役会を開催しております。当社は社外取締役を2名選任し、取締役会を通じて社外取締役からの発言が積極的に行われる機会を設けることで監督機能の強化しております。

### ④ 監査役の業務執行

当社は、監査役会を定期的に月1回開催するほか、重要な事項が発生した場合には、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、取締役会の意思決定の適法性について意見交換を行うほか、常勤監査役から取締役等の業務執行状況について報告を行い監査役会としての意見を協議・決定しております。当社の監査役は、取締役会や重要な会議に出席し、経営監督機能を担うとともに、内部監査室や会計監査人と緊密に連携することで、監査の精度を高めております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

# 貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                    | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
|------------------------|------------------|----------------------|------------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |                  | <b>(負 債 の 部)</b>     |                  |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,241,701</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>206,730</b>   |
| 現金及び預金                 | 835,997          | 買掛金                  | 81,482           |
| 売掛金                    | 334,738          | 未払金                  | 9,757            |
| 仕掛品                    | 54,134           | 未払費用                 | 13,975           |
| 前払費用                   | 15,960           | 未払法人税等               | 27,518           |
| その他                    | 870              | 未払消費税等               | 49,739           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>566,285</b>   | 前受金                  | 15,671           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>92,364</b>    | 預り金                  | 8,585            |
| 建物                     | 56,486           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>71,807</b>    |
| 工具、器具及び備品              | 35,878           | 退職給付引当金              | 71,807           |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>282,421</b>   | <b>負 債 合 計</b>       | <b>278,537</b>   |
| 電話加入権                  | 153              | <b>(純 資 産 の 部)</b>   |                  |
| ソフトウェア                 | 230,613          | <b>株 主 資 本</b>       | <b>1,530,117</b> |
| ソフトウェア仮勘定              | 51,654           | 資本金                  | 307,098          |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>191,499</b>   | 資本剰余金                | 297,098          |
| 投資有価証券                 | 48,477           | 資本準備金                | 297,098          |
| 繰延税金資産                 | 27,246           | 利益剰余金                | 926,359          |
| 敷金及び保証金                | 115,775          | その他利益剰余金             | 926,359          |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>1,807,987</b> | 繰越利益剰余金              | 926,359          |
|                        |                  | 自己株式                 | △438             |
|                        |                  | 評価・換算差額等             | △668             |
|                        |                  | その他有価証券評価差額金         | △668             |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>1,529,449</b> |
|                        |                  | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>1,807,987</b> |

## 損 益 計 算 書

( 2020年 1月 1 日から  
2020年12月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金      | 額         |
|-------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                   |        | 2,110,619 |
| 売 上 原 価                 |        | 1,603,376 |
| 売 上 総 利 益               |        | 507,243   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 399,987   |
| 営 業 利 益                 |        | 107,256   |
| 営 業 外 収 益               |        |           |
| 受 取 利 息                 | 35     |           |
| 受 取 配 当 金               | 900    |           |
| 受 取 家 賃                 | 558    |           |
| そ の 他                   | 126    | 1,619     |
| 営 業 外 費 用               |        |           |
| 為 替 差 損                 | 29     |           |
| そ の 他                   | 859    | 889       |
| 経 常 利 益                 |        | 107,986   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 107,986   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 36,445 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △1,770 | 34,674    |
| 当 期 純 利 益               |        | 73,311    |

## 株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から  
2020年12月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本 |           |              |                |              |      | 株主資本<br>合 計 |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|----------------|--------------|------|-------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金      |              | 自己株式 |             |
|                         |         | 資 準 備 本 金 | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金<br>合 計 |      |             |
| 当 期 首 残 高               | 303,441 | 293,441   | 293,441      | 869,572        | 869,572      | △380 | 1,466,073   |
| 当 期 変 動 額               |         |           |              |                |              |      |             |
| 剰余金の配当                  |         |           |              | △16,524        | △16,524      |      | △16,524     |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) | 3,657   | 3,657     | 3,657        |                |              |      | 7,315       |
| 当 期 純 利 益               |         |           |              | 73,311         | 73,311       |      | 73,311      |
| 自己株式の取得                 |         |           |              |                |              | △58  | △58         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) |         |           |              |                |              |      |             |
| 当期変動額合計                 | 3,657   | 3,657     | 3,657        | 56,787         | 56,787       | △58  | 64,043      |
| 当 期 末 残 高               | 307,098 | 297,098   | 297,098      | 926,359        | 926,359      | △438 | 1,530,117   |

|                         | 評価・換算差額等             |                | 純 資 産 計   |
|-------------------------|----------------------|----------------|-----------|
|                         | その他<br>有価証券評価<br>差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 当 期 首 残 高               | —                    | —              | 1,466,073 |
| 当 期 変 動 額               |                      |                |           |
| 剰余金の配当                  |                      |                | △16,524   |
| 新 株 の 発 行<br>(新株予約権の行使) |                      |                | 7,315     |
| 当 期 純 利 益               |                      |                | 73,311    |
| 自己株式の取得                 |                      |                | △58       |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | △668                 | △668           | △668      |
| 当期変動額合計                 | △668                 | △668           | 63,375    |
| 当 期 末 残 高               | △668                 | △668           | 1,529,449 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～18年

工具、器具及び備品 4年～15年

##### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度末の残高はありません。

##### ② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

#### (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 29,559千円

## 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

## (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度<br>末の株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 3,305,100株      | 57,600株        | －株             | 3,362,700株     |

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

## (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度<br>期首の株式数 | 当事業年度<br>増加株式数 | 当事業年度<br>減少株式数 | 当事業年度<br>末の株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式  | 160株            | 66株            | －株             | 226株           |

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

## (3) 剰余金の配当に関する事項

## ① 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額   | 1株当たり<br>配当額 | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------|--------------|-------------|------------|
| 2020年3月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 16,524千円 | 5.0円         | 2019年12月31日 | 2020年3月30日 |

## ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の<br>総額 | 1株当たり<br>配当額 | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|------------|--------------|-------------|------------|
| 2021年3月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 16,812千円   | 5.0円         | 2020年12月31日 | 2021年3月29日 |

- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- |      |         |
|------|---------|
| 普通株式 | 85,500株 |
|------|---------|

#### 4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動を行うために必要な運転資金は自己資金で充当しており、一時的な余資は短期的な預金等により運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に事業所の建物に関する賃貸借契約に基づくものであり、賃貸人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1か月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権、敷金及び保証金について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスクの管理

投資有価証券については、時価及び発行会社の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。  
(単位：千円)

|                    | 貸借対照表計上額 (*) | 時価 (*)    | 差額      |
|--------------------|--------------|-----------|---------|
| ① 現金及び預金           | 835,997      | 835,997   | －       |
| ② 売掛金              | 334,738      | 334,738   | －       |
| ③ 投資有価証券<br>其他有価証券 | 48,477       | 48,477    | －       |
| ④ 敷金及び保証金          | 114,843      | 100,494   | △14,349 |
| ⑤ 買掛金              | (81,482)     | (△81,482) | －       |

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

## ① 現金及び預金並びに② 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## ③ 投資有価証券

投資有価証券の時価は、取引所の価格によっております。

## ④ 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、将来キャッシュ・フローを信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

## ⑤ 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区 分     | 貸借対照表計上額 |
|---------|----------|
| 敷金及び保証金 | 931      |

これらについては、返還時期の見積りが困難であるため、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 未払金          | 218千円           |
| 未払事業税        | 2,473千円         |
| 未払事業所税       | 270千円           |
| 一括償却資産       | 849千円           |
| 敷金及び保証金      | 1,524千円         |
| 退職給付引当金      | 21,987千円        |
| その他有価証券評価差額金 | 294千円           |
| 繰延税金資産合計     | <u>27,617千円</u> |
| 繰延税金負債       |                 |
| 前払費用         | <u>△371千円</u>   |
| 繰延税金負債合計     | <u>△371千円</u>   |
| 繰延税金資産の純額    | <u>27,246千円</u> |

## 6. 1株当たり情報に関する注記

|                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 454円86銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 22円12銭  |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年2月16日

株式会社トレードワークス  
取締役会 御中

### 監査法人シドー

横浜事務所

指 定 社 員      公認会計士      五 百 蔵      豊      印  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員      公認会計士      藤 田 和 重      印  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トレードワークスの2020年1月1日から2020年12月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人シドローの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月17日

株式会社トレードワークス 監査役会

常勤監査役 森山 武彦 ㊟

監査役 中川 秀夫 ㊟

監査役 高橋 雅之 ㊟

(注) 常勤監査役森山武彦、監査役中川秀夫及び高橋雅之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金5円 総額は16,812,370円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年3月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社事業内容の拡大及び多様化に対応するため、当社定款第2条に事業の目的事項を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現 行 定 款                 | 変 更 案                                             |
|-------------------------|---------------------------------------------------|
| (目的)                    | (目的)                                              |
| 第2条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。 | 第2条 (現行どおり)                                       |
| 1.~6. (条文省略)            | 1.~6. (現行どおり)                                     |
| (新 設)                   | <u>7. 通信販売業務その他各種システムに関する企画、開発、保守、販売、賃貸及び運営管理</u> |
| (新 設)                   | <u>8. インターネット・カタログ等を利用した通信販売事業</u>                |
| (新 設)                   | <u>9. 食料品・飲料品等の販売</u>                             |
| <u>7.~8.</u> (条文省略)     | <u>10.~11.</u> (現行どおり)                            |

### 第3号議案 取締役4名選任の件

取締役4名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)         | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                         | 所有する当<br>社の株式数 |
|-----------|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1<br>再任   | 浅見勝弘<br>(1957年8月2日)  | 1980年4月 株式会社ビジネスコンサルタント入社<br>1985年2月 株式会社アイネス入社<br>1987年7月 日本ストラタスコンピュータ株式会社(現日本ストラタステクノロジー株式会社)入社<br>1993年8月 株式会社ヴァーチャルウェア設立 代表取締役社長<br>1999年1月 当社設立 取締役<br>2004年11月 当社代表取締役社長(現任)                                                  | 1,076,500株     |
| 2<br>再任   | 徳島直哉<br>(1978年6月5日)  | 1999年4月 株式会社全商コンピュータサービス入社<br>2002年5月 当社入社<br>2009年1月 当社取締役システム事業本部長<br>2016年4月 当社取締役営業部長<br>2018年8月 当社取締役金融ソリューション事業部長(現任)                                                                                                          | 30,500株        |
| 3<br>再任   | 安藤千年<br>(1953年4月28日) | 1976年4月 ユニ・チャーム株式会社入社<br>1986年4月 C&A JAPAN入社<br>1990年6月 日本ストラタスコンピュータ株式会社(現日本ストラタステクノロジー株式会社)入社<br>1993年6月 フランクリンミント株式会社入社<br>1993年9月 同社代表取締役社長<br>2007年8月 当社入社<br>2013年3月 当社取締役管理本部長<br>2016年4月 当社取締役管理部長<br>2018年8月 当社取締役管理本部長(現任) | 30,700株        |

| 候補者番号                                    | 氏名<br>(生年月日)        | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                     | 所有する当社の株式数 |
|------------------------------------------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 4<br><b>再任</b><br><b>社外</b><br><b>独立</b> | 梅原久和<br>(1955年7月5日) | 1974年4月 東京国税局入局<br>2017年8月 梅原久和税理士事務所代表(現任)<br>2017年8月 当社社外取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>梅原久和税理士事務所代表 | 500株       |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 梅原久和氏は、社外取締役候補者であります。
3. 梅原久和氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり東京国税局の要職を歴任されており、この豊富な知識と経験を活かし当社の経営に対する有用な提言・助言及び業務執行の監視監督の強化を果たすことができると判断し、選任をお願いするものであります。
4. 当社は、梅原久和氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 梅原久和氏は現在、当社の社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって3年8ヶ月となります。
6. 当社は、梅原久和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号               | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式数 |
|---------------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1<br>再任<br>社外<br>独立 | 森山武彦<br>(1947年3月21日)  | 1970年4月 三光汽船株式会社入社<br>1985年4月 日興証券株式会社(現SMBC日興証券株式会社)入社<br>1999年6月 日興ビーンズ証券株式会社(現マネックス証券株式会社)代表取締役<br>2004年6月 マネックス・グループ株式会社監査役<br>2014年9月 フューテックス株式会社取締役<br>2016年12月 当社常勤社外監査役(現任) | 1,200株     |
| 2<br>再任<br>社外<br>独立 | 高橋雅之<br>(1954年7月8日)   | 1973年4月 東京国税局入局<br>2015年8月 高橋雅之税理士事務所代表(現任)<br>2016年3月 当社社外監査役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>高橋雅之税理士事務所代表                                                                                    | 500株       |
| 3<br>新任<br>社外<br>独立 | 松島秀也<br>(1953年10月12日) | 1977年4月 三光汽船株式会社入社<br>1985年4月 丸紅ハイテック株式会社(現丸紅情報システムズ株式会社)入社<br>2001年4月 同社審査法務部部长<br>2014年3月 同社定年退職                                                                                  | —          |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上記の監査役候補者3名全員は、社外監査役候補者であります。
3. 森山武彦氏は、長年にわたる総務・経理部門及び上場企業での監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営全般に対する監視と有効な助言が期待されるため、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。

4. 高橋雅之氏は、長年にわたり東京国税局の要職を歴任されており、また、税理士の資格を有し、会計・税務全般の専門的な知識と豊富な経験を有しており、これらを当社の監査体制の強化に生かしていただきたく、引き続き社外監査役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 松島秀也氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、長年にわたる財務・法務部門における業務経験と幅広い見識を有しており、経営全般に対する監視と有効な助言が期待されるため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
6. 当社は、森山武彦氏及び高橋雅之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、松島秀也氏の選任が承認された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 森山武彦氏及び高橋雅之氏は現在、当社の社外監査役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって森山武彦氏が4年3ヶ月、高橋雅之氏が5年となります。
8. 当社は、森山武彦氏及び高橋雅之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、松島秀也氏につきましても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として指定する予定であります。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

2020年3月27日開催の第22期定時株主総会において補欠監査役に選任されました高部眞義氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)          | 略<br>(重要な兼職の状況)                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 下田一夫<br>(1945年10月31日) | 1964年4月 広島国税局入局<br>1965年3月 東京国税局入局<br>2005年8月 下田一夫税理士事務所代表(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>下田一夫税理士事務所代表 | —          |

- (注) 1. 当社は、下田一夫氏が代表を務める下田一夫税理士事務所との間に顧問契約を締結しておりますが、同氏が監査役に就任された場合には、当該顧問契約を解除する予定であります。
2. 下田一夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 下田一夫氏は、直接経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり東京国税局の要職を歴任し、また、税理士の資格を有し、会計・税務の豊富な経験と幅広い知見を有しており、その職務を適切に遂行できるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 下田一夫氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

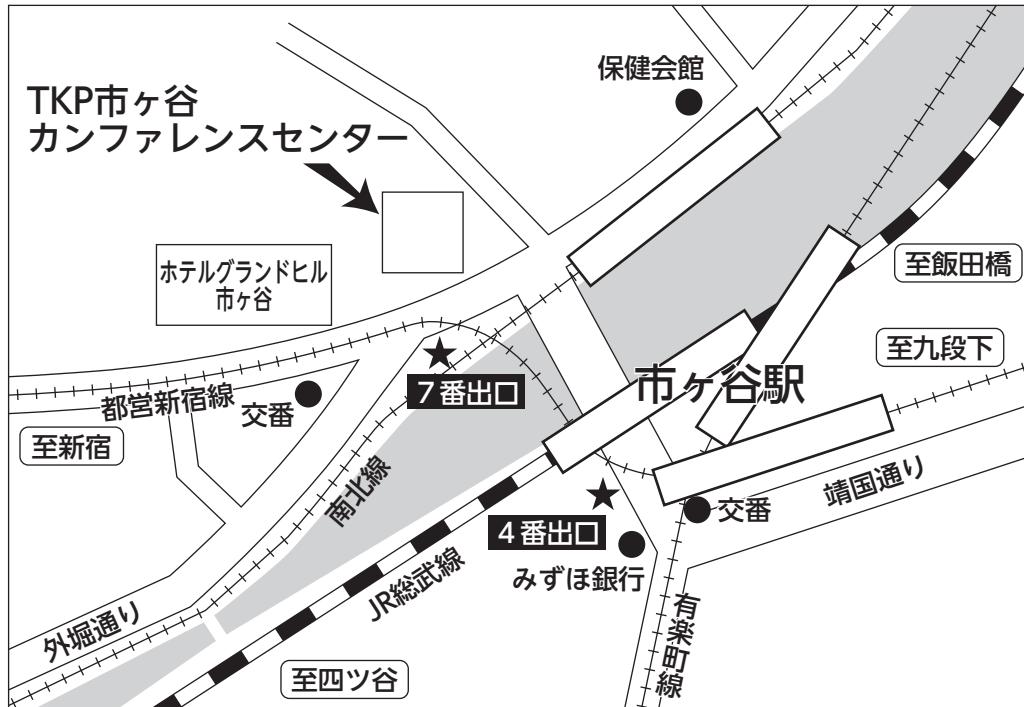
以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区市谷八幡町8番地TKP市ヶ谷ビル  
TKP市ヶ谷カンファレンスセンター  
9階 「バンケットホール9A」



## ■交通機関

- 東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷駅」7番出口から徒歩1分
- 都営地下鉄新宿線「市ヶ谷駅」4番出口から徒歩2分
- JR線「市ヶ谷駅」から徒歩2分

※ ご来場には公共交通機関をご利用ください。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。